白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

平成２８年１２月１６日
改正　平成２９年　６月３０日
改正　平成３０年　６月１３日
改正　令和　２年　６月１０日
改正　令和　３年　５月　７日
改正　令和　６年　９月１２日

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律７８号）第３条第３項第３号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成２３年４月１日付け２２生産第１０９５３号農林水産事務次官依命通知）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成２３年４月１日付け２２生産第１０９５４号農林水産省生産局長。以下「実施要領」という。）並びに千葉県環境保全型農業直接支援対策事業交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け安農第６９号）に定める環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の対象者）

第２条　交付金の対象者は、実施要領第１に規定する者とする。

（対象事業及び交付単価）

第３条　交付金の対象となる事業及び交付単価は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、国又は県が交付基準額の調整を行ったときは、市長は、国又は県に準じ、交付基準額を調整することができるものとする。

（交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする者は、環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（別記第１号様式）に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて行う現地調査等により適正であると認めたときは、環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第６条　前条に規定する交付金の交付決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、交付金に係る事業の内容を変更し、又は交付金に係る事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、環境保全型農業直接支払交付金変更（中止、廃止）承認申請書（別記第３号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、変更の承認をすべきものと認めたときは、変更を承認し、環境保全型農業直接支払交付金変更・中止・廃止承認通知書（別記第４号様式）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第７条　交付金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに事業の成果を記載した環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（別記第５号様式）を作成し、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付確定）

第８条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行い、適当と認めるときは、交付金の額を確定し、環境保全型農業直接支払交付金交付確定通知書（別記第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　前条の交付確定を受けた者が交付金の交付を請求するときは、環境保全型農業直接支払交付金交付請求書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第１０条　交付金の交付の決定を受けた者が交付金の概算払を受けようとするときは、環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書（別記第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第１１条　市長は、交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

⑴　交付金の対象となる事業の要件を満たさないことが判明したとき。

⑵　申請に虚偽又は不正があったとき。

（帳簿の保管）

第１２条　交付金の交付を受けた者は、交付金に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国及び千葉県の交付金の取扱いの例による。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１６日から施行し、平成２８年度予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月３０日から施行し、平成２９年度予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１３日から施行し、平成３０年度予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１０日から施行し、令和２年度予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年５月７日から施行し、令和３年度予算に係る交付金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年９月１２日から施行し、令和６年度予算に係る交付金から適用する。

別表（第３条関係）

	対　　象　　活　　動	対象作物	国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の１０ａ当たりの単価
共通取組	①－1堆肥の施用 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組（①－2の場合を除く）	全作物	４，４００円
	①－2堆肥の施用 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組（豚ぷん堆肥又は牛ふん堆肥を10ａ当たりおおむね0.5ｔ以上1.0ｔ未満施用する場合）	水　稲	２，２００円
	②カバークロップ 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動とカバークロップを組み合わせた取組	全作物	６，０００円
	③－1リビングマルチ 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組（③－2の場合を除く）	畑作物	５，４００円
	③－2リビングマルチ 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動とリビングマルチを組み合わせた取組（小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用）		３，２００円
	④草生栽培 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減す	果樹及び茶	５，０００円

	る活動と草生栽培を組み合わせた取組		
	⑤不耕起播種 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆	３，０００円
	⑥長期中干し 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	水稲	８００円
	⑦秋耕 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	水稲 ※次期作は、必ず水稲であること	８００円
	⑧－1有機農業 　化学肥料、農薬を使用しない農業の取組	全作物 （下記品目を除く）	１２，０００円 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、２，０００円を加算）
	⑧－2有機農業 　化学肥料、農薬を使用しない農業の取組	そば等雑穀 飼料作物	３，０００円
	⑨取組拡大加算 　同一団体内の農業者に対して、有機農業の指導・助言・相談対応等の実施を行い、有機農業の面積を拡大する取組	全作物 （そば等雑穀 飼料作物を除く）	４，０００円

（注）土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること。

特認取組	⑩－1冬期湛水管理 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	水稲	８，０００円
	⑩－2冬期湛水管理 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		７，０００円

	⑩－3冬期湛水管理 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		５，０００円
	⑩－4冬期湛水管理 　化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		４，０００円
	⑪炭の投入 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する活動と炭の投入を組み合わせた取組	全作物	５，０００円

別記　第１号様式（第４条関係）

環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

農業者団体名・個人名
（住　所）
（代表者）
（連絡先）

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けたいので、白井市補助金等交付規則第３条第１項及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第４条の規定により、交付申請します。

記

１　交 付 申 請 額　　円
２　事業計画及びその内容　　別紙１のとおり
３　添　付　書　類

添付書類	備考
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書（実施要領様式第６号）	
エコファーマー認定書（写し）	有機農業の取組を行う場合で認定を受けている場合
有機ＪＡＳ認定書（写し）	有機農業の取組を行う場合で認定を受けている場合
口座通帳（写し）（共同販売経理を行っている集落営農組織にあっては，代表者名義の通帳に限る。）	

別紙１　事業計画及びその内容

対象取組	対象面積（ａ）	交付単価(円)	交　付　額(円)
①－１　堆肥の施用			
①－２　堆肥の施用（水稲）			
②　カバークロップ			
③－１　リビングマルチ			
③－２　リビングマルチ（小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用）			
④　草生栽培			
⑤　不耕起播種			
⑥　長期中干し			
⑦　秋耕			
⑧－１　有機農業			
⑧－２　有機農業（そば等雑穀、飼料作物）			
⑨　取組拡大加算（そば等雑穀、飼料作物を除く）			
⑩－１　冬期湛水管理			
⑩－２　冬期湛水管理			
⑩－３　冬期湛水管理			
⑩－４　冬期湛水管理			
⑪　炭の投入			
合　　計			

第２号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

白井市長　　印

環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった白井市環境保全型農業直接支払交付金については、白井市補助金等交付規則第５条及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

対象取組	対象面積（ａ）	交付単価（円）	交　付　額（円）
①－1　堆肥の施用			
①－2　堆肥の施用 （水稲）			
②　カバークロップ			
③－1　リビングマルチ			
③－2　リビングマルチ （小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用）			
④　草生栽培			
⑤　不耕起播種			
⑥　長期中干し			
⑦　秋耕			
⑧－1　有機農業			
⑧－2　有機農業 （そば等雑穀、飼料作物）			
⑨　取組拡大加算（そば等雑穀、飼料作物を除く）			
⑩－1　冬期湛水管理			
⑩－2　冬期湛水管理			
⑩－3　冬期湛水管理			
⑩－4　冬期湛水管理			
⑪　炭の投入			
合　　計			

第３号様式（第６条関係）

白井市環境保全型農業直接支払交付金変更（中止、廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

住　所
組織名
代表者名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知があった白井市環境保全型農業直接支払交付金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第６条第１項の規定により申請します。

記

１　変更（中止、廃止）の理由

２　変更（中止、廃止）の内容
　添付資料のとおり

＜添付資料＞
・白井市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第１号）の記以下に準じて変更後の内容を記載した書類

（注）１　中止又は廃止の場合、添付資料は不要とする。

第４号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

白井市長　　印

環境保全型農業直接支払交付金変更・中止・廃止承認通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を行った、白井市環境保全型農業直接支払交付金については、環境保全型農業直接支払交付金変更（中止、廃止）承認申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので、白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　交付変更決定額　金　　円

第５号様式（第７条関係）

環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

報告者　（住　所）
（氏　名）
（連絡先）

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付の決定を受けた、環境保全型農業直接支払交付金について、白井市補助金等交付規則第１１条及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第７条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

１　交付決定額　　円

２　添付書類

添付書類	備考
購入種子の購入量を証明する購入伝票等及び標準的な播種量を証明するカタログ等の写し（カバークロップ，リビングマルチ及び草生栽培の場合）	
生産記録（実施状況報告時に見込みで提出した場合）	
取組の実施状況が確認できる写真等	
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動実績がわかる資料（総会の議事録等）	実績報告書を３月３１日までに提出できない場合は、前もって提出する
農業者団体から構成員への交付金の配分が行われたことが確認できる書類（通帳の写し等）	実績報告書を３月３１日までに提出できない場合は、前もって提出する

※実施状況報告時に提出した書類で変更のないものは省略できる。

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

白井市長　　印

環境保全型農業直接支払交付金交付確定通知書

年　　月　　日付けで提出のあった環境保全型農業直接支払交付金実績報告書について、白井市補助金等交付規則第１３条及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第８条の規定により、額を確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

第７号様式（第９条関係）

環境保全型農業直接支払交付金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

請求者　（住　所）
（氏　名）
（連絡先）

年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定のあった環境保全型農業直接支払交付金について、白井市補助金等交付規則第１４条及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第９条の規定により、次のとおり請求します。

記

１　交付確定額　　円

２　交付請求額　　円

３　振込先

<table>
<tr><td colspan="3">金融機関名</td><td colspan="2">支店名</td><td colspan="2">口座種別</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">□普通　□当座</td></tr>
<tr><td colspan="5">口座番号</td><td colspan="2">口座名義人</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td></tr>
</table>

第８号様式（第１０条関係）

環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書

年　　月　　日

（宛先）白井市長

請求者　（住　所）
（氏　名）
（連絡先）

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった環境保全型農業直接支払交付金について、概算払を受けたいので、白井市補助金等交付規則第１５条及び白井市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり請求します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付請求額　　円

３　概算交付の理由

４　振込先

<table>
<tr><td colspan="3">金融機関名</td><td colspan="2">支店名</td><td colspan="2">口座種別</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">□普通　□当座</td></tr>
<tr><td colspan="5">口座番号</td><td colspan="2">口座名義人</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">フリガナ</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
</table>